

岐阜県公報

第 百 八 十 九 号
令 和 三 年 三 月 二 十 六 日

(金 曜 日)

目 次

規 則

| | |
|---|---------------------------|
| 知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | (行 政 管 理 課) 一八二 |
| 岐阜県消防表彰規則の一部を改正する規則 | (消 防 課) 一八二 |
| 岐阜県退職消防団員報償規則の一部を改正する規則 | (同) 一八二 |
| 岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | (廃 棄 物 対 策 課) 一八三 |
| 岐阜県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則 | (同) 一八三 |
| 岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 | (同) 一八三 |
| 岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則 | (医 療 福 祉 連 携 推 進 課) 一八三 |
| 岐阜県と畜場法施行細則の一部を改正する規則 | (生 活 衛 生 課) 一八四 |
| 岐阜県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則 | (同) 一八五 |
| 岐阜県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則 | (障 害 福 祉 課) 一八八 |
| 岐阜県農業協同組合法施行規則の一部を改正する規則 | (検 査 監 督 課) 一九一 |
| 岐阜県立国際園芸アカデミー授業料等に関する規則の一部を改正する規則 | (農 産 園 芸 課) 一九二 |
| 岐阜県立森林文化アカデミー授業料等に関する規則の一部を改正する規則 | (林 政 課) 一九二 |

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火 曜 日)
(金 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)
(と き は 翌 日)

告 示

| | |
|-------------------------------|-----------------------|
| 医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定 | (地 域 福 祉 課) 一九二 |
| 医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定 | (同) 一九三 |
| 指定医療機関の廃止の届出 | (同) 一九三 |
| 指定介護機関の名称の変更の届出 | (同) 一九三 |
| 医療扶助又は医療支援給付のための施設担当機関の指定 | (同) 一九四 |
| 指定施設機関の所在地等の変更の届出 | (同) 一九四 |
| 道路の区域変更 | (道 路 維 持 課) 一九五 |
| 道路の供用開始 | (同) 一九五 |
| 都市計画下水道事業の変更認可 (公共下水道) | (下 水 道 課) 一九七 |
| 公 示 | |
| 県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定 | (農 地 整 備 課) 一九七 |
| 県営土地改良事業の変更計画の決定 | (同) 一九八 |
| 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証 | (都 市 政 策 課) 一九八 |
| 土地改良区役員の退任及び就任 | (揖 斐 農 林 事 務 所) 一九九 |
| 土地改良区の定款の変更認可 | (同) 二〇〇 |
| 土地改良区役員の退任及び就任 | (可 茂 農 林 事 務 所) 二〇〇 |
| 土地改良区の定款の変更認可 | (同) 二〇一 |

令 和 三 年 三 月 二 十 六 日

規 則

知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十八号

知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年岐阜県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除
別表を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県消防表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十九号

岐阜県消防表彰規則の一部を改正する規則

岐阜県消防表彰規則（昭和三十三年岐阜県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一の表中「本絹塩瀬袷」を「本絹綾錦袷」に、「樫黒塗干段巻」を「樫材黒塗干段巻」に、「金真田フレンチ」を「改良金糸四段七宝フレンチ」に改め、別表

第三第三の表中「地色」を「地色紫」に、「樫馬塗干段巻」を「樫材黒塗干段巻」に改め、別表第三第七の表中「消防章赤色」を「消防章金色消防団員章赤色」に改め、別表第三第八の表中「純銀又はその類似品（黒いぶし）」を「銀類似品銀いぶし」に改める。

別記第一号様式中「甲」を削る。

「添付書類」

別記第二号様式中「甲」を削り、

- 1 消防歴
- 2 市町村長の証明した身分調書

を「添付書類 消防履歴書」に改める。

別記第二号様式の二中「甲」を削り、

- 「丙」 「丙」 「添付書類」
- 甲 甲 者 者 の 戸籍抄本
- の の 配 偶 者 2 夫の消防履歴書
- 夫 夫

を「添付書類 配偶者の消防履歴書」に改める。

別記第三号様式中「甲」を削り、同様式注第一号中「その他」を「、その他」に改める。

別記第四号様式及び別記第五号様式中「甲」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県退職消防団員報償規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十号

岐阜県退職消防団員報償規則の一部を改正する規則

岐阜県退職消防団員報償規則（昭和三十八年岐阜県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「ロ」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十一号

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和六十年岐阜県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式（注を除く。）中「ロ」を削り、「オヤビ」を「及び」に改め、同様式注中「ロ」を「ヤ」に改める。

別記第二号様式及び別記第四号様式中「ロ」を削る。

別記第五号様式中「ロ」を削り、「オヤビ」を「及び」に改める。

別記第六号様式、別記第七号様式及び別記第九号様式中「ロ」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十二号

岐阜県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県浄化槽法施行細則（昭和六十年岐阜県規則第七十三号）の一部を次のように改

正する。

別記第一号様式から別記第三号様式までの規定中「ロ」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十三号

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成四年岐阜県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式、別記第三号様式から別記第五号様式まで、別記第七号様式から別記第九号様式まで、別記第二十六号様式及び別記第二十八号様式中「ロ」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十四号

岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校授業料等徴収条例施行規則（平成十五年岐阜県規則第九号）の一部を次のように改正する。

則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 義 徳

岐阜県規則第八十六号

岐阜県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部を改正する規則

岐阜県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成二十三年岐阜県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中

「 年 月 日 」

岐阜県知事 様

住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては名称並びに代表者の氏名及び印）

「 年 月 日 」

岐阜県知事 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

岐阜県知事 様

岐阜県川中警察官

「 年 月 日 」

岐阜県知事 様

住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）

「 年 月 日 」

岐阜県知事 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
連絡先

岐阜県知事 様

岐阜県川中警察官

「 年 月 日 」

岐阜県知事 様

住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては名称並びに代表者の氏名及び印）

「 年 月 日 」

岐阜県知事 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
連絡先

「相続
合併」

「相続
合併」

岐阜県川中警察官

「 年 月 日 」

岐阜県知事 様

住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

岐阜県知事 様

| | | | |
|--|---|---|---|
| <p>「 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) 」 年 月 日</p> <p>岐阜県知事 様</p> <p>住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 連絡先</p> <p>「部分廃棄」や「一部廃棄」及び「厚生省令で定められた」や「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第30条第2項に規定する」に於ける 食鳥検査手続規程中</p> <p>「 年 月 日 岐阜県知事 様</p> <p>住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあっては名称並びに代表者の氏名及び印) 」 年 月 日</p> <p>岐阜県知事 様</p> <p>住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 連絡先</p> <p>「 (添付書類) 食鳥処理の確認規程認定証」 要領№。 〇〇〇〇</p> <p>「および」や「及び」に於ける 食鳥検査手続規程中</p> <p>岐阜県知事 様</p> <p>住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)</p> | <p>「 氏名 (法人にあっては名称及び代表者氏名) 」 年 月 日</p> <p>岐阜県知事 様</p> <p>住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 連絡先</p> <p>「食鳥販売業」や「食肉販売業」に於ける 規 則</p> <p>1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の整理にこの規則による改正前の岐阜県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の規定により作成されている用紙(以下「旧用紙」といふ。)がある場合には、この規則による改正後の岐阜県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのおまかせ使用することとを妨げない。</p> <p>岐阜県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和三年三月二十六日</p> <p>岐阜県知事 中 田 謙 謹</p> <p>岐阜県規則第八十七号</p> <p>岐阜県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則 の一部を次のように改正する。</p> <p>食鳥検査手続規程中「氏 名 〇〇」や「氏 名 〇〇」に 「添付書類</p> <p>1 加入等申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し。ただし、知事が住民基本台帳法第30条の15第1項の規定により加入申込者及びその者の扶養する心身障害者の本人確認情報を利用することができる場合は、住民票の写しの添付を省略することができる。</p> <p>2 申込者(被保険者)告知書</p> <p>3 障害の種類、程度を証明する書</p> <table border="1" style="width:100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:80%; padding: 2px;">「重要事項のご説明」の内容を確認し、受領しました。また、この共済制度が加入目的に合致していることも確認しています。</td> <td style="width:20%; text-align: center; padding: 2px;">印</td> </tr> </table> | 「重要事項のご説明」の内容を確認し、受領しました。また、この共済制度が加入目的に合致していることも確認しています。 | 印 |
| 「重要事項のご説明」の内容を確認し、受領しました。また、この共済制度が加入目的に合致していることも確認しています。 | 印 | | |

4 年金管理者指定届書

(注) 口数追加のみの申込みの場合には、2の書類だけを添付してください。

・記名押印に代えて署名することができます。

【添付書類】

- 1 加入等申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し。ただし、知事が住民基本台帳法第30条の15第1項の規定により加入申込者及びその者の扶養する心身障害者の本人確認情報を利用することができる場合は、住民票の写しの添付を省略することができる。
- 2 申込者（被保険者）告知書
- 3 障害の種類、程度を証明する書類
- 4 年金管理者指定届書

| 確 認 欄 | (署 名) |
|----------------------------------|-------|
| 「重要事項のご説明」の内容を確認し、受領しました。 | |
| また、この共済制度が加入目的に合致していることも確認しています。 | |

(注) 口数追加のみの申込みの場合には、2の書類のみ添付してください。

第 1

別記第三号様式中「㊦」を記し、「あたる」を「当たる」に改め、「記名押印に代えて署名することができます。」を削る。

別記第四号様式中「㊦」及び「記名押印に代えて署名することができます。」を削る。

別記第五号様式中「㊦」及び「記名押印に代えて署名することができます。」を削る。

別記第六号様式中「㊦」を記し、「罹災証明書」を「罹災証明書」に改め、「記名押印に代えて署名することができます。」を削る。

別記第七号様式中「㊦」を記し、「生計の」を「生計の」に改め、「下記」を「下記」に改め、「記名押印に代えて署名することができます。」を削る。

別記第九号様式中「㊦」及び「記名押印に代えて署名することができます。」を削る。

別記第十号様式中「㊦」及び「記名押印に代えて署名することができます。」を削る。

別記第十六号様式中「㊦」及び「記名押印に代えて署名することができます。」を削る。

別記第十九号様式中「㊦」及び「記名押印に代えて署名することができます。」を削る。

別記第二十一号様式中「㊦」を記し、「第22号様式」を「別記第22号様式」に改

め、「記名押印に代えて署名することができます。」を削る。

別記第二十一号様式中「㊦」及び「記名押印に代えて署名することができます。」を削る。

別記第二十三号様式中「㊦」及び「記名押印に代えて署名することができます。」を削る。

別記第二十四号様式中の「㊦」に改め。

第 2 4 号様式 (第 1 2 条関係)

死 亡 ・ 重 度 障 害 届 書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

____年 ____月 ____日に、加入者 ・ 心身障害者 ・ 年金管理者 ・ 年金受給権者の

____が 死亡した
____が 重度障害となった

ので、岐阜県心身障害者扶養共済制度条例

第 18 条の規定により届け出ます。

添付書類

年金受給者が死亡した場合は、消除された住民票の写し（年金受給権者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は、除籍の抄本）。ただし、知事が住民基本台帳法第 3 0 条の 1 5 第 1 項の規定により年金受給権者の本人確認情報を利用できる場合は、消除された住民票の写しの添付を省略することができます。

第百二十五号条中「㊸」及び「」記名押印に代えて署名することができます。」を添ふ。

第百二十六号条中「㊸」及び「」記名押印に代えて署名することができます。」を添ふ。

第百二十七号条中「印」を「_」に、「しがたい」を「し難い」と改め、「記名押印に代えて署名することができます。」を添ふ。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県農業協同組合法施行規則の一部を改正する規則を「J」に公布する。

令和三年三月二十六日

岐阜県知事 中 田 謙

岐阜県規則第八十八号

岐阜県農業協同組合法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県農業協同組合法施行規則（昭和四十五年岐阜県規則第四十二号）の一部を次のとおり改正する。

第二章中「申請書」を「申請書」と改め、

第百一十号条中「印」を添ふ。

第百一十号条から第百四号条までの条文中「㊸」を添ふ。

第百五号条中「印」を添ふ。

第百六号条中「㊸」を添ふ。

第百七号条中「印」を添ひ、「回覧状に複製する回中」「準用」を「読み替えて準用」と改める。

別記第八号様式及び別記第九号様式中「㊸」を添ふ。

第百十号条（ヤロ）中「㊸」を添ひ、「回覧状に複製する回中」「合併の決議をした」と「合併を決議した」と改め、「回覧状に複製する回中」「合併契約書の原本」と「合併契約書」と改め、「回覧状に複製する回中」「法第49条第2項」と「法第65条第4項において読み替えて準用する法第49条第2項」と改め、「回覧状に複製する回中」と「第209条に掲げる」と「第209条第1項各号に掲げる事項を記載した」と改め、

第百十号条（ヤロ）中「㊸」を添ひ、「回覧状に複製する回中」「合併契約書の原本」と「合併契約書」と改め、「回覧状に複製する回中」「法第49条第2項」と「法第65条第4項において読み替えて準用する法第49条第2項」と「証明する」と「証する」と改め、「回覧状に複製する回中」「書面。」と「書面」と改め、「回覧状に複製する回中」「第209条に掲げる」と「第209条第1項各号に掲げる事項を記載した」と改め、

第百十号条（ヤロ）中「㊸」を添ひ、「回覧状に複製する回中」「合併する」と「合併を決議した」と改め、「回覧状に複製する回中」「合併契約書の原本」と「合併契約書」と改め、「回覧状に複製する回中」「法第49条第2項」と「法第65条第4項において読み替えて準用する法第49条第2項」と改め、「回覧状に複製する回中」「基づく」と「よる」と改め、「回覧状に複製する回中」「第209条に掲げる」と「第209条第1項各号に掲げる事項を記載した」と改め、

第百十一号条（ヤロ）中「㊸」を添ひ、「回覧状に複製する回中」「法第49条第2項」と「法第70条の3第5項において読み替えて準用する法第49条第2項」と改め、「回覧状に複製する回中」「法第48条の2第1項」と「法第70条の3第5項において読み替えて準用する法第48条の2第1項」と改め、「回覧状に複製する回中」「法第48条の2第2項」と「法第70条の3第5項において読み替えて準用する法第48条の2第2項」と改め、「回覧状に複製する回中」「法第66条」と「法第70条の3第5項において読み替えて準用する法第66条」と改め、「回覧状に複製する回中」「第209条の2に掲げる」と「第209条の2各号に掲げる事項を記載した」と改め、

第百十一号条（ヤロ）中「㊸」を添ひ、「回覧状に複製する回中」「法第49条第2項」と「法第70条の3第5項において読み替えて準用する法第49条第2項」と「証明する」と「証する」と改め、「回覧状に複製する回中」「会員数」と「会員数」と改め、「回覧状に複製する回中」「新設分割設立」と「新設分割設立組合」と改め、「回覧状に複製する回中」「第209条の2に掲げる」と「第209条の2各号に掲げる事項を記載した」と改め、

第百十二号条（ヤロ）中「㊸」を添ひ、「㊸」を添ふ。

第百二十三号条（ヤロ）中「㊸」を添ひ、「回覧状に複製する回中」「住所及び氏名を記載し、かつ、組合員が押印した」と「同意を証する」と改め、

第百二十四号条（ヤロ）中「㊸」を添ひ、「回覧状に複製する回中」「住所及び氏名を記載し、かつ、組合員が押印した」と「同意を証する」と改め、

第百二十四号条（ヤロ）中「印」を添ひ、「添付資料」と「添付書類」と改め、

別記第二十六号様式中「㉔」を削る。

別記第二十七号様式中「㉕」を削り、「成立削」を「成立し削した」を「設立し削した」に改める。

別記第二十八号様式中「㉖」を削り、同様式添付書類第二号(4)中「削費」を、「削費」に改める。

別記第二十九号様式から別記第三十一号様式までの規定中「㉗」を削る。
別記第三十二号様式中「㉘」及び「㉙」の「を削る」。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県立国際園芸アカデミー授業料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十九号

岐阜県立国際園芸アカデミー授業料等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県立国際園芸アカデミー授業料等に関する規則(平成十五年岐阜県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(科目等履修生の授業料の納入期限)

第三条 科目等履修生の授業料の納入期限は、四月三十日とする。

別記第一号様式から別記第五号様式までの規定中「㉚」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県立森林文化アカデミー授業料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十号

岐阜県立森林文化アカデミー授業料等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県立森林文化アカデミー授業料等に関する規則(平成十二年岐阜県規則第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第五号様式までの規定中「㉛」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百三十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|------------|-------------------|-----------|
| 澤崎内科クリニック | 瑞浪市益見町一 二二五 | 令和 三・一・一 |
| ながき内科クリニック | 羽島市舟橋町宮北二丁目二七番地 三 | 同 |
| 木 村 医 院 | 養老郡養老町押越一〇六一番地の 一 | 同 |

| | | |
|---------------|-----------------|---|
| V・drug 養老押越薬局 | 養老郡養老町押越字村内四一九 | 同 |
| みやび調剤薬局 | 本巣市三橋三六四 | 同 |
| 貴船薬局 | 坂戸店 可児市坂戸八一八 | 同 |
| アピア薬局 | 大垣店 大垣市宿地町掘割九四四 | 同 |

岐阜県告示第百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | | |
|-------------|---------------------|-----------------------|------------------|------------|
| 訪問看護事業者等の名称 | 訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地 | 訪問看護ステーション等の名称 | 訪問看護ステーション等の所在地 | 指定期日 |
| 株式会社ビジョナリー | 愛知県一宮市小信中島字東輪平六三二 | Apply'n O Nop Gey'n A | 羽島郡岐南町上印食八丁目二三番一 | 令和三年三月二十六日 |
| 株式会社アンカ | 本巣市宗慶七二番地一八 | 訪問看護リハビリステーションアンカー | 本巣市宗慶七二番地一八 | 同 |

岐阜県告示第百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

る法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

| | | |
|-------------------|------------------|-------------|
| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
| ながき内科クリニック | 羽島市舟橋町宮北二丁目二七番地三 | 令和二年三月三十一日 |
| 木村医院 | 養老郡養老町押越二二三八番地の一 | 同 |
| フジサワ薬局 | 美濃加茂市太田町一七五七一 | 平成二九年五月三十一日 |
| V・drug タチャ | 各務原市蘇原東島町四丁目三二番 | 令和二年三月三十一日 |
| V・drug 各務原西在宅支援薬局 | 各務原市那加日新町七丁目一四番 | 令和二年三月三十一日 |
| みやび調剤薬局 | 本巣市三橋三九一一 | 令和二年三月三十一日 |
| 貴船薬局 | 坂戸店 可児市坂戸八一八 | 同 |
| アピア薬局 | 大垣店 大垣市宿地町掘割九四四 | 同 |

岐阜県告示第百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自

立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称
居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地
サービスの種類
居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地
変更年月日

(旧)岐阜県厚生農業協同組合連合会 高山厚生病院

高山市山口町二二八〇

平成三一・四・一

岐阜県厚生農業協同組合連合会
岐阜市宇佐南四丁目一三番一号
短期入所療養介護

(新)岐阜県厚生農業協同組合連合会 飛騨医療センター 高山厚生病院

高山市山口町二二八〇

平成三一・四・一

同
同
介護療養型医療施設

同

同

同
同
通所リハビリテーション

同

同

岐阜県告示第四百十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施設を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名 施術所等の名称 施術所の所在地又は施術者の住所 年月日
布 和 弥 健 幸 接 骨 院 高山市岡本町二三四六五 令和
三・一・二〇

岐阜県告示第四百一十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施設機関からその所在地等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 延長 (メートル) | 供用開始 の 期 日 | 備 考 (区域 決定又 は 変更の 告示日 ほか) |
|------------------|-----|------------------------------|--------------|---------------|--|
| 打保 神岡 停車場線 | | 飛驒市神岡町和佐保字大鳩ト ヤ一〇六四番五地先地内 | 一三・三 | 令和 三・三・二六 | 令和 三・三・二六 |

岐阜県告示第百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年三月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 延長 (メートル) | 供用開始 の 期 日 | 備 考 (区域 決定又 は 変更の 告示日 ほか) |
|------------|-----|--|--------------|---------------|--|
| 岐阜 関ヶ原線 | | 本巣市宗慶字小河原五五四番 一地从先から 同 市 同 字 大塚前四四九番 一地从先まで | 六〇・〇 | 令和 三・三・二六 | 平成 二・八・二七 |

岐阜県告示第百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年三月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和三年三月二十六日
岐阜県知事 古 田 肇

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 延長 (メートル) | 供用開始 の 期 日 | 備 考 (区域 決定又 は 変更の 告示日 ほか) |
|-----------|-----|---|--------------|---------------|--|
| 金山 宝山線 | | 郡上市明宝畑佐字小瀬垣内五 二〇番一地从先から 同 市 同 字 下夕上三切 二九七番一地从先まで | 三三・〇 | 令和 三・三・二六 | 令和 二・八・二二 |

岐阜県告示第百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年三月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 延長 (メートル) | 供用開始 の 期 日 | 備 考 (区域 決定又 は 変更の 告示日 ほか) |
|-----------|-----|--|--------------|---------------|--|
| 白下 川呂線 | | 加茂郡白川町河岐字大谷一〇 四五番一地从先から 同 郡 同 町 同 字 同 一〇 四九番八地先まで | 六〇 | 令和 三・三・二六 | 平成 三〇・一〇・二六 |

岐阜県告示第四百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により可児都市計画
下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条
第一項の規定により次のとおり告示する。

令和三年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
可児市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
可児都市計画下水道事業 可児市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和六十三年十二月十六日から
令和八年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

公 示

県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、
次の地区に係る県営土地改良事業の緊急耐震工事計画を定めたので、同条第四項におい
て準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急耐震工事計画書の写し
を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | |
|----------|---------|---------------------------------|
| 施行に係る地区名 | 縦 覧 場 所 | 縦 覧 期 間 |
| 姥ヶ洞地区 | 恵那市役所 | 令和 三・三・ 四・二 三から 三まで |

県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、
次の地区に係る県営土地改良事業の緊急耐震工事計画を定めたので、同条第四項におい
て準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急耐震工事計画書の写し
を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | |
|----------|---------|---------------------------------------|
| 施行に係る地区名 | 縦 覧 場 所 | 縦 覧 期 間 |
| 芋ヶ瀬池地区 | 各務原市役所 | 令和 三・三・ 四・三 ・二六 から 三まで |

県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、
次の地区に係る県営土地改良事業の緊急耐震工事計画を定めたので、同条第四項におい
て準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急耐震工事計画書の写し
を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | |
|----------|---------|---------------------------------------|
| 施行に係る地区名 | 縦 覧 場 所 | 縦 覧 期 間 |
| 大安寺新池地区 | 各務原市役所 | 令和 三・三・ 四・三 ・二六 から 三まで |

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | |
|----------|---------|----------------------|
| 施行に係る地区名 | 縦 覧 場 所 | 縦 覧 期 間 |
| 鷺森三郷地区 | 大垣市役所 | 令和三年三月二十六日から三月三十一日まで |

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和三年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称
高山市
- 二 調査を行った地域
高山市丹生川町折敷地の一部（折敷地）
- 三 調査を行った期間
平成二十八年六月から令和二年三月まで
- 四 地図及び簿冊の名称
高山市（丹生川町折敷地の一部）の地籍図
高山市（丹生川町折敷地の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日
令和三年三月二十六日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和三年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称
瑞浪市
 - 二 調査を行った地域
瑞浪市陶町の一部（猿爪7）
 - 三 調査を行った期間
平成二十六年六月から平成三十一年三月まで
 - 四 地図及び簿冊の名称
瑞浪市（陶町の一部）の地籍図
瑞浪市（陶町の一部）の地籍簿
 - 五 認証年月日
令和三年三月二十六日
- 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証
- 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。
- 令和三年三月二十六日
- 岐阜県知事 古 田 肇
- 一 調査を行った者の名称
瑞浪市
 - 二 調査を行った地域
瑞浪市日吉町の一部（南垣内4）

- 三 調査を行った期間
平成二十八年五月から令和二年三月まで
- 四 地図及び簿冊の名称
瑞浪市（日吉町の一部）の地籍図
瑞浪市（日吉町の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日
令和三年三月二十六日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和三年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称
美濃加茂市
- 二 調査を行った地域
美濃加茂市伊深町の一部（伊深6）
- 三 調査を行った期間
平成二十九年五月から令和二年三月まで
- 四 地図及び簿冊の名称
美濃加茂市（伊深町の一部）の地籍図
美濃加茂市（伊深町の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日
令和三年三月二十六日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和三年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称
本巢市
- 二 調査を行った地域
本巢市七五三及び屋井の一部（土貫野）
- 三 調査を行った期間
平成二十七年六月から平成三十年二月まで
- 四 地図及び簿冊の名称
本巢市（七五三及び屋井の一部）の地籍図
本巢市（七五三及び屋井の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日
令和三年三月二十六日

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和三年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

| 退任した役員 | 退任年月日 | 役名 | 氏名 | 住 所 |
|---------|----------|----|--------|-------------------|
| 土地改良区連合 | 令和二年八月二日 | 理事 | 小森 光雄 | 揖斐郡大野町大字中之元一〇六番地一 |
| 西濃用水 | 令和二年八月二日 | 理事 | 渡 邊 幸一 | 揖斐郡池田町上田 一五番地 |
| 土地改良区連合 | 令和三年三月三日 | 理事 | 野村 千浩 | 養老郡養老町石畑 八三二番地一 |

令和 三・二〇
理事 富田和弘 揖斐郡揖斐川町房島 九七三番地一

就任した役員
土地改良区名 年月日 役名 氏 名 住 所

西濃用水 令和 三・三・四
土地改良区連合
理事 林 勝利 揖斐郡大野町大字牛洞 二〇六番地
理事 石崎 松雄 揖斐郡池田町六之井 六七一番地
理事 面脇 敏郎 養老郡養老町竜泉寺 二二七番地
理事 岡部 栄一 揖斐郡揖斐川町長良 五〇七番地一

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和三年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

| | |
|-------------|-----------|
| 土地改良区名 | 認可年月日 |
| 西濃用水土地改良区連合 | 令和 三・三・一五 |

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和三年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名 年月日 役名 氏 名 住 所
可児土地改良区 令和 三・三・五
理事 奥田 俊昭 可児市土田 二八一三番地
理事 大平 修 可児市下恵土 三一八七番地

就任した役員

土地改良区名 年月日 役名 氏 名 住 所
可児土地改良区 令和 三・三・六
理事 大澤 正幸 可児市川合北二丁目 六五番地
理事 奥村 幸美 可児郡御嵩町伏見 一四六一番地
理事 村瀬 則男 可児市土田 五四二七番地
理事 小池 一二三 可児市谷迫間 二〇四番地六
理事 渡邊 治 可児市下恵土 九八一番地
理事 渡邊 正 可児市下恵土 七〇六番地一
理事 林 伍彦 可児市土田 五一〇番地
監事 渡邊 治 可児市下恵土 九八一番地

理事 大澤 正幸 可児市川合北二丁目 六五番地
理事 奥村 幸美 可児郡御嵩町伏見 一四六一番地
理事 村瀬 則男 可児市土田 五四二七番地
理事 小池 一二三 可児市谷迫間 二〇四番地六
理事 渡邊 治 可児市下恵土 九八一番地
理事 渡邊 正 可児市下恵土 七〇六番地一
理事 大竹 金治 可児市今渡 一三六一番地三
理事 佐橋 敏春 可児市土田 三九〇二番地二
監事 秋松 秀治 可児郡御嵩町伏見 七八三番地二
監事 高木 美和 可児市羽崎 三三六番地

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和三年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

| | |
|----------------|-----------|
| 土 地 改 良 区 名 | 認 可 年 月 日 |
| 木曾川右岸用水土地改良区連合 | 令和三・三・一七 |

令和三年三月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社